

中間市第7期障害福祉計画
中間市第3期障害児福祉計画
(骨子案)

令和5年10月
中 間 市

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の方針

「第7期中間市障害福祉計画」「第3期中間市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という)は、本市の障がい福祉の基本計画である「第4次中間市障害者基本計画」が施策の方向性を示すのに対し、障害福祉サービス等の数値目標等を掲げた実施計画として策定するもので、「第6期中間市障害福祉計画」「第2期中間市障害児福祉計画」が令和5年度に計画の最終年度を迎えることから、これらの計画の進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向をふまえ、新たな計画を策定するものです。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針の見直し 及び地域生活支援事業について

1 基本指針について

- ・「基本指針」(大臣告示)は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの
令和5年5月に告示
- ・都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」
を策定。計画期間は令和6年度～8年度

2 基本指針見直しの主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害福祉サービスの質の確保
- ・障がい福祉人材の確保・定着
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

3 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(県の目標)

- ・精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上
- ・退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

③ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める。(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍
うち移行支援事業：1.31倍、就労A：1.29倍、就労B：1.28倍
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の50%以上
- ・就労定着支援事業利用者：令和3年度実績の1.41倍以上
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：25%以上

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとともに、各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置と体制の確保（複数市町村による共同設置可）
(新) ※令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置は法改正により努力義務
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保(新)

4 地域生活支援事業について

- ・「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（厚労省室長告示）は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定め、また、定期的な検証と見直しの取組を行うもの。令和5年5月の告示
- ・「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定の際に、併せて更新するもの

5 地域生活支援事業に係る見直しの主なポイント

- ・必須事業の取り組みに係る達成状況の分析・評価
- ・必須事業である意思疎通支援事業については、令和4年5月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」を踏まえること
- ・事業の見込み量を定める。（成果目標は設定されていない）
- ・必須事業のうち、未実施である事業がある場合、第7期計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。

2. 計画策定に関する基本的な考え方

(1)「地域共生社会」の実現に向けた取組

障がいのある人、障がいのある児童生徒、高齢者等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障がい福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む包括的な支援体制の構築を目指す。

(2)地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の充実を進め、基幹相談支援センターの設置を検討する。

(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

(4)障がい児のサービス提供体制の確保

障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と、保健、医療、福祉、就労支援等と連携した支援を目指す。

また、発達障がい支援の充実に向けて、地域における発達障がいのある児童生徒の課題について関係者間で情報共有をし、地域の実情に応じた体制整備を図る。

3. 福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく福祉サービス等の体系を下図に示します。



第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

障害者総合支援法第 87 条に規定する国が定めた基本指針に即して、成果目標とサービスの必要な量の見込みを定めます。

1. 地域生活への移行促進

① 地域生活への移行

- 障がいのある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、令和8年度(2026年度)における目標値を設定します。

【目標】

項目	数値
令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数(A)	63人
【目標】 (A)のうち、計画期間において、令和8年度(2026年度)末までに地域生活に移行する人数 <国の基本指針:(A)の5%以上>	4人 (A)の5%
【目標】 令和8年度(2026年度)末時点における入所者数 <国の基本指針:(A)の1.6%以上を削減>	61人

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）となる地域生活支援拠点についてその機能の充実のための運用状況の検証及び検討を行います。

【目標】

項目	令和8年度 (2026年度)
・地域生活支援拠点等の設置数 ・コーディネーターの配置 ・地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の実施	遠賀中間地域で地域生活支援拠点等を1ヶ所確保しつつ、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、遠賀中間地域障がい者支援協議会において、運用状況の評価・検証を年1回以上実施する。
・強度行動障がい有する人に対して支援ニーズを把握し、支援体制を整備	遠賀中間地域障がい者支援協議会を活用して、支援ニーズを把握のうえ、支援体制の整備に向けた取組みを検討していく。

2. 一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労する者の目標値を設定します。また、就労定着支援等による職場定着率について目標値を設定します。

【目標】

項目	数値
令和3年度(2022年度)に就労移行支援から一般就労をした障がい者数(A)	7人
【目標】 令和8年度(2026年度)の一般就労移行者数(B) うち就労移行支援事業等からの移行者数 就労移行支援事業からの移行者数 就労継続支援 A 型事業からの移行者数 就労継続支援 B 型事業からの移行者数 国の基本指針： <就労移行支援事業等：令和3年度の実績(A)の 1.28 倍以上> <就労移行支援事業：令和3年度の実績の 1.31 倍以上> <就労移行継続支援 A 型事業：令和3年度の実績の 1.29 倍以上> <就労移行継続支援 B 型事業：令和3年度の実績の 1.28 倍以上> <就労継続支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上> <就労定着支援事業の利用者数：令和3年度の実績の 1.41 倍以上>	10人 8人 1人 1人
【目標】 令和8年度就労定着支援事業の利用者数 <国の基本指針：令和3年度実績の 1.41 倍以上>	6人
【目標】 令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業所における就労定着率が7割以上の事業所の割合 <国の基本指針：令和8年度における市内就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合が2割5分以上>	2割5分

3. 相談支援体制の充実・強化等

- 令和8年度末までに市または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保します。

【目標】

遠賀中間地域生活支援拠点等の充実により、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を年1回以上行い、遠賀中間地域の相談支援事業者の人材育成の支援を年1回以上、連携強化の取組を年2回以上実施します。

4. 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み

- 障害福祉サービスの質の向上のため、サービス支給決定を行う職員の各種研修への参加人数について、目標値を設定します。

【目標】

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	2人	2人	2人

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法第 33 条の 19 に規定する国が定めた成果目標とサービスの必要な量の見込みについて、下記のとおり目標値を設定します。

① 障がい児支援の核となる拠点の整備及び保育所等訪問支援の充実

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がいのある児童生徒の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進。

【目標】

項目	令和 8 年度 (2026 年度)
・ 児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備 ・ 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	本市において児童発達支援センターは設置済み。 保育所等への移行推進のための保育所等訪問支援を利用できる体制を構築済みで維持する。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、令和 8 年度までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。市単独で確保が困難な場合、遠賀中間圏域での確保を行う。

【目標】

項目	令和 8 年度 (2026 年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	遠賀中間地域で児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1カ所以上確保する。

③ 医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保 及びコーディネーターの配置

- 医療的ケア児に関わる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【目標】

項目	令和 8 年度 (2026 年度)
・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置 ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	本市において必要に応じ協議の場を設けている。遠賀中間地域において、協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを複数人確保する。

第3章 障害福祉サービス等の必要量見込み

<障害福祉サービス>

障害福祉サービスは、令和3年度から令和5年度の実績や県内及び圏域地域の動向をふまえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は月あたりの実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数を月数で割って算出しました。

1. 訪問系サービスの見込み量

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。介護保険事業者からの参入も含め、利用者のニーズに対応できる体制整備を図ります。また、同行援護、行動援護については、視覚障がいや行動障がいのある人に対する外出支援の役割を担っており、利用ニーズに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

(1) 居宅介護

■「居宅介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	82	79	76	74	72	70
サービス量	時間/月	1,388	1,291	1,248	1,202	1,156	1,110

※令和5年度は見込み

(2) 重度訪問介護

「重度訪問介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	2	2	1	1	1	1
サービス量	時間/月	71	37	22	25	25	25

※令和5年度は見込み

(3) 同行援護

■「同行援護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	20	22	20	19	18	17
サービス量	時間/月	200	188	166	154	142	130

※令和5年度は見込み

(4) 行動援護

「行動援護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(5) 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	40	40	40

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

障がいのある人等の意思を尊重し、個々の障がいの状況や生活の状況を踏まえて適切なサービスを提供できるよう、福祉サービス事業者や相談支援事業者等との連携強化に努めます。また、サービス事業所の質の向上やホームヘルパー等の人材の育成と確保に努め、医療ケアなど重複・重度化を含む障がいのある人の特性に応じたサービスの量と質を確保できる体制づくりを推進します。

2. 日中活動系サービスの見込量

障がいのある人が、その人らしく生活するためには、多様なニーズに対応できる日中活動系サービスが充実していることが必要です。

介護給付サービスについては、障がいのある人が住み慣れた地域で、必要なデイサービスやレスパイトサービス等を受けながら、安定した生活が送れるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

訓練等給付サービスについては、利用者の意向や障がいの状況によって、社会的・経済的自立に向けた適切な訓練等の支援が受けられるよう、質の高いサービスの担い手の確保に努め、提供体制の充実を図ります。

※レスパイトサービスとは障害のある人がいる親や家族を休息させるため、一時的に一定期間ケアを代替するサービスのことです。

(1)生活介護

「生活介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	132	128	128	132	135	138
サービス量	人日/月	2,449	2,407	2,470	2,483	2,540	2,597

※令和5年度は見込み

(2)自立訓練(機能訓練)

「自立訓練(機能訓練)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	2	2	1	2	2	2
サービス量	人日/月	25	28	23	44	44	44

※令和5年度は見込み

(3)自立訓練(生活訓練)

「自立訓練(生活訓練)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	16	13	7	6	5	4
サービス量	人日/月	125	86	60	54	45	36

※令和5年度は見込み

(4) 就労移行支援

「就労移行支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	29	34	29	35	35	35
サービス量	人日/月	278	289	373	420	420	420

※令和5年度は見込み

(5) 就労継続支援(A型)

「就労継続支援(A型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	25	36	46	47	49	51
サービス量	人日/月	507	705	886	860	898	936

※令和5年度は見込み

(6) 就労継続支援(B型)

「就労継続支援(B型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	119	129	137	146	155	164
サービス量	人日/月	2,145	2,327	2,530	2,722	2,914	3,106

※令和5年度は見込み

(7) 就労定着支援

「就労定着支援」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み

(8)療養介護

「療養介護」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	15	15	15	15	15	15

※令和5年度は見込み

(9)短期入所(ショートステイ)【医療型】

「短期入所(医療型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	4	4	4	4	4	4
サービス量	人日/月	35	40	40	40	40	40

※令和5年度は見込み

(10)短期入所(ショートステイ)【福祉型】

「短期入所(福祉型)」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	23	31	37	35	38	41
サービス量	人日/月	74	83	114	101	110	119

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、地域での生活が充実するように、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。また、指導や支援を担う専門職の育成と確保を働きかけ、障がいの特性に応じた事業所の参入の働きかけを行い、必要なサービスが提供できる体制づくりを推進します。

成果目標である一般就労移行をふまえるとともに、障がいのある人が、障がいの特性や希望に応じた働き方ができるよう、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)サービス提供体制のさらなる確保に努めます。就労移行支援、就労定着支援は、サービス提供の状況で一般就労への移行が左右されるため、事業者等と連携し必要なサービス量の確保を図ります。

3. 居住系サービスの見込量

障がいのある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障がいのある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が確保されていることが必要です。

地域生活移行の受け皿となる、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所支援については、真に入所が必要な人に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

(1) 自立生活援助

「自立生活援助」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(2) 共同生活援助(グループホーム)

「共同生活援助」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	63	63	64	64	65	66
うち精神障がい者の利用者数	人/月	36	36	36	36	37	37

※令和5年度は見込み

(3) 施設入所支援

「施設入所支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	63	63	64	63	63	63

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安は切実であり、障がいのある人が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす場として地域への理解促進を図りながら、共同生活援助(グループホーム)の施設整備を推進し、障がいのある人の住居の確保に努めます。

4. 相談支援の見込量

専門的な立場から、障がいがある人の生活全体でのニーズを把握し、生活ニーズに合わせて最適なサービスと結びつくよう支援することが重要です。

適切なケアマネジメントを実施する観点から、希望するすべての利用者に対応できる計画相談支援体制の整備に努めるとともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域生活移行を進め、安心して暮らせる環境を整えるために、地域相談支援を更に充実させていく必要があります。

(1) 計画相談支援

「計画相談支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	36	39	42	46	51	56

※令和5年度は見込み

(2) 地域移行支援

「地域移行支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
うち精神障がい者の利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

(3) 地域定着支援

「地域定着支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(4)就労選択支援(新)

※就労選択支援とは障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。

「就労選択支援」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月					5	10
サービス量	人日/月					75	150

※令和7年度からの新規サービス

○サービス等の見込量の確保の方策

障害福祉サービスを利用する人が、個々の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、指定特定相談事業所の提供体制の確保や人材の育成、質の向上を図り、障がいのある人等が身近に相談ができ適切なサービスを受けられる体制づくりを推進します。地域移行支援及び地域定着支援、就労選択支援については、指定一般相談支援事業所や入所施設等と連携を図ります。

<障害児福祉サービス>

障がいのある児童生徒が、身近な地域で個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスを受けられる環境づくりが重要です。

発達支援を必要とする障がいのある児童生徒のニーズに的確に対応できるよう、質の高い通所サービスの担い手の確保に努めるとともに、児童の集団生活の場での支援のニーズに対応するため、保育所等訪問支援の充実に努めます。

障害児福祉サービスは、令和3年度から令和5年度の実績や県内及び圏域地域の動向をふまえて算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は月あたりの実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数を月数で割って算出しました。

(1) 児童発達支援

「児童発達支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	64	65	57	69	74	79
サービス量	人日/月	234	238	255	258	279	302

※令和5年度は見込み

(2) 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	23	23	23

※令和5年度は見込み

(3) 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	10	10	10

※令和5年度は見込み

(4) 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
サービス量	人日/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

(5) 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	103	109	135	141	147	153
サービス量	人日/月	1,139	1,225	1,632	1,718	1,804	1,890

※令和5年度は見込み

(6) 障害児相談支援

「障害児相談支援」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	18	21	24	27	30	33

※令和5年度は見込み

(7) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
配置人数		0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(8) 子ども・子育て支援に係る見込み量

本市では、国が示す「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「中間市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。障害児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障がいのある児童の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

(9) 保育園・幼稚園等における障がいのある児童の受け入れ

「保育園・幼稚園等における障がいのある児童の受け入れ」の見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保育園・幼稚園等	人	0	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

障がいのある児童生徒が、適切なサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の確立及び質の向上を図ります。障がいのある児童生徒の保護者等が身近に相談ができるとともに適切なサービスを受けられるよう、障害児相談支援事業所の整備を推進し、個々の発達に応じたサービスにつながる体制を構築します。また、相談支援員に医療的ケア児等コーディネーター養成講座の受講を促します。

第4章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、令和3年度から令和5年度の実績等をふまえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は年間の実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数で算出しました。

1. 地域生活支援事業の必要量見込み <必須事業>

(1) 相談支援事業

「相談支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

「住宅入居等支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(2) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用件数	人/年	0	1	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第7期計画においても、介護保険課及び委託先である中間市社会福祉協議会と連携を図り実施します。

「成年後見制度法人後見支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(4) 意思疎通支援事業

「意思疎通支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者等派遣事業	人/月	8	8	8	8	8	8
手話通訳者設置事業	人/月	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

(5) 日常生活用具給付事業

① 介護・訓練支援用具

「介護・訓練支援用具」は、特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

② 自立支援用具

「自立支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

③ 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

④ 情報・意思疎通支援用具

「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

⑤ 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

⑥ 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

「居住生活動作補助用具」は、障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

「日常生活用具給付等事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	のべ件／年	0	1	0	1	1	1
自立支援用具	のべ件／年	8	6	4	6	6	6
在宅療養等支援用具	のべ件／年	3	8	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	のべ件／年	12	15	17	14	14	14
排泄管理支援用具	のべ件／年	1,114	1,059	1,267	1,343	1,419	1,495
住宅改修費	のべ件／年	2	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

(6) 手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用件数	人／年	5	4	2	4	4	4

※令和5年度は見込み

(7) 移動支援事業

「移動支援事業（個別支援型）」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人／月	14	15	14	15	16	17
サービス量	のべ時間／年	1,112	729	842	955	1,068	1,181

※令和5年度は見込み

「移動支援事業（車両・グループ支援型）」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人／月	11	14	12	13	14	15
サービス量	のべ時間／年	90	82	94	98	102	106

※令和5年度は見込み

(8) 地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	26	26	26	26	26	26

※令和5年度は見込み

(9) 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(10) 自発的活動支援事業

「自発活動支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

相談支援事業は、障がいの種別に関係なく、どんな人にも相談に応じられるよう、福祉サービス事業所等との連携を強化していきます。地域での相談支援事業を適切に実施していくことを目的として、遠賀中間地域障害者支援協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議並びに指導・助言を行い、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

成年後見制度利用支援事業については、必要とする人が円滑に利用できるよう、成年後見制度法人後見支援事業とともに制度の周知と啓発に引き続き努めます。

意思疎通支援事業については、聴覚障がいのある人に対しての手話通訳者の派遣だけでなく、意思疎通を図ることが困難な人に対して、サービス提供ができるよう、県やボランティア団体等と連携を図り、制度等の周知と支援者の人材養成・確保に努めます。

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るために、利用希望者のニーズの把握に努め、新しい機器の情報収集等を行いながら、事業の周

知を図ります。また、引き続き、難病のある人に対して、身体障害者手帳の有無に関係なく、日常生活用具の給付対象となることを周知し、医療機関等と連携を図りながら、適切な給付に努めます。

移動支援事業については、障がいのある人の社会参加・余暇活動を促進するため、事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。

障がいのある人等が、創作的活動や社会との交流促進等の場として、障がいの種別を問わず広く利用していただけるよう、センターの存在や活動の周知をより促進し、地域活動支援センターの体制の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業の必要量見込み <任意事業>

(1) 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	12	9	10	11	12	13
サービス量	のべ時間/年	551	427	749	848	947	1,046

※令和5年度は見込み

(2) 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
サービス量	回/月	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み

(3) 生活訓練等事業

「生活訓練等事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施事業所数	事業所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	5	5	6	6	6	6

※令和5年度は見込み

(4) 社会参加支援事業

「文化芸術活動振興事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施事業所数	事業所	0	0	0	1	1	1
実利用者数	人/年	0	0	0	10	10	10

※令和5年度は見込み

「点字・声の広報等発行事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	24	21	21	21	21	21

※令和5年度は見込み

「自動車運転免許取得・改造助成事業」の実績と見込み

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	2	1	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

さまざまな障がいのある人が地域で自立した生活を送りやすくなるよう支援を行い、それぞれのニーズに適したサービスが提供できるよう努めていきます。また、福祉サービスの情報や障がいについて地域住民に周知し、サービスの利用及び障がいの理解促進に努めていきます。

第5章 計画の推進

1. 制度の普及啓発等

障がいのある人を取り巻く諸制度は、改正が多く、用語も専門的なため、利用者が改正の内容を把握することがより難しくなっています。障がいのある人の自己決定と自己選択に基づきサービスを利用していくことができるように各種パンフレット、市の広報・ホームページの活用等により、利用しやすく分かりやすい情報提供を行います。

2. 計画の推進体制

本市では、遠賀郡4町と共同で、遠賀中間地域障害者支援協議会を設置し、障がい者福祉の推進を含む、障がいのある人への支援に関する協議を行っています。

本協議会は、障がいのある人が普通に暮らせる地域を目指し、今後も、他職種の様々な関係機関が共通の目的に向け、具体的に協働するネットワークにより、福祉サービスに関する社会資源の改善と開発を行います。

3. 計画の進行管理

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び成果目標の達成状況などについて、遠賀中間地域障害者支援協議会等から点検・評価を受け、公表することとします。